

農業経営支援策活用ガイド

～経営の発展に役立つ支援策を準備しています！～

本活用ガイドでは、平成25年度補正予算及び26年度予算で措置している各種支援策を中心として、認定農業者、集落営農組織、農業法人、認定新規就農者等担い手の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

凡 例

◇ 事業区分 ◇

補助・ 交付金	補助事業又は交付 金による支援	出資	出資による支援	融資	融資による支援
税制	税制措置による支援	その 他	その他		

◇ 利用者区分 ◇

個人	個人農家向け施策	法人	農業法人向け施策	集落 営農	集落営農組織向け施策
----	----------	----	----------	----------	------------

ご利用に当たっての留意点

☆ 事業により、公募等の時期や応募方法が異なります。事業内容及び利用方法の詳細は、各事業ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認ください。

目次(1/3)

NO	取組内容	事業区分	利用区分			頁
			個人	法人	集落営農	
「人と農地の問題」の解決						
1	地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい	補助・交付金	○	○	○	1
2	担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散錯圃状態を解消したい	補助・交付金	○	○	○	2
		税制	○	○		
3	荒廃農地を活用したい	補助・交付金	○	○	○	4
4	新たに農業を始めたい	補助・交付金	○	○		5
		融資				
5	新たな人材を確保したい	補助・交付金	○	○		7
6	経営力を高めたい	補助・交付金	○	○		8
7	集落営農等の組織化・法人化を進めたい	補助・交付金	○	○	○	10
8	法人経営のための研修を受けたい	補助・交付金	○	○	○	11
9	農繁期等の労働力を確保したい	補助・交付金	○	○	○	12
安定した農産物の生産						
10	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	補助・交付金	○	○	○	13
11	野菜を安定的に生産したい	補助・交付金	○	○	○	17
12	施設園芸の燃油コスト対策に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	18
13	畜産・酪農経営に安定して取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	19

目次(2/3)

NO	取組内容	事業区分	利用区分			頁
			個人	法人	集落営農	
14	国産飼料の生産・利用を拡大したい	補助・交付金	○	○		23
15	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	24
16	中山間地域等での農業生産活動を継続させたい	補助・交付金			○	25
17	環境にやさしい農業に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	26
18	野生鳥獣による農作物被害を減らしたい	補助・交付金	○	○	○	27
農産物の付加価値の向上						
19	6次産業化に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	28
		融資	○	○		
20	農産物を輸出したい	補助・交付金	○	○	○	30
21	環境にやさしい農業に取り組みたい(再掲)	補助・交付金	○	○	○	31
22	肥料のコスト低減を行いたい、環境に優しい施肥を行いたい	補助・交付金	○	○	○	32
23	再生可能エネルギーに取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	33
24	企業と連携して新しい農業を確立し、日本農業全体へ普及したい	補助・交付金	○	○		34
農業インフラ等の整備						
25	農地や農業水利施設等の基盤整備をしたい	補助・交付金	○	○	○	35
26	基盤整備と併せて規模拡大したい	補助・交付金	○	○	○	35

目次(3/3)

NO	取組内容	事業区分	利用区分			頁
			個人	法人	集落営農	
農業インフラ等の整備						
27	基盤整備に伴う経費負担を減らしたい	補助・ 交付金	○	○	○	36
		融資				
28	果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい	補助・ 交付金	○	○		37
29	茶の改植をしたい、茶の輸出や発酵茶の生産に取り組みたい	補助・ 交付金	○	○		38
30	農業用機械等を新たに導入したい	補助・ 交付金	○	○	○	39
31	カントリーエレベーターや選果場など共同利用施設を整備したい	補助・ 交付金			○	40
32	低コスト・高収益な産地体制に転換したい	補助・ 交付金			○	41
資金の確保						
33	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	融資	○	○		42
34	資金繰りのための短期運転資金を借りたい	融資	○	○		45
35	将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい	税制	○	○		46
36	農業法人の経営強化の取組みに対して資金の出資を受けたい	出資		○		47
37	6次産業化の取組に対して出資を受けたい	出資	○	○	○	48
その他の支援						
38	老後資金の充実を図りたい	その他	○			49
39	共済制度や税制措置について知りたい	その他		○		50

「人と農地の問題」の解決

1 地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

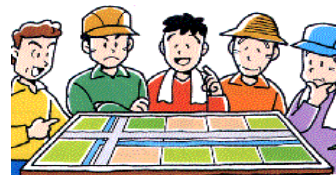
地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の見直しや、プランの実現に向けた取組を支援します。
〈事業名：人・農地問題解決加速化支援事業〉

随時申請受付中

対象となる方 都道府県、市町村

支援内容

1 人・農地プランの見直し支援等（定額）



市町村等が、担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン」の継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

「人・農地プラン」の検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

2 地域連携推進員の活動支援（定額）

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導を効率的・効果的に進められるよう、市町村等が配置する普及員のOB、リタイヤした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

＜「人・農地プラン」には、様々なメリットがあります＞

人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
（原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方）
- ◎ 経営体育成支援事業
（適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化
（認定農業者等）

➡ 4 (5ページ)

➡ 30 (39ページ)

➡ 33 (42ページ)

といった支援を受けることができます。

※ 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう、作成した人・農地プランを定期的（1年に1回程度）に見直しましょう。

お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県
農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL:03-6744-0576）

2 担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散錯圃状態を解消したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

税制

機構への農地の出し手等に対する支援を受けたい

<事業名：機構集積協力金>

随時申請受付中

支援内容

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します

※ 「地域」とは、集落・学区など、実際の話合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

(1) 地域に対する支援（地域集積協力金）

地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。

[機構への貸付割合] [交付単価]

2割超5割以下 : 2.0万円/10a

5割超8割以下 : 2.8万円/10a

8割超 : 3.6万円/10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

例えば、24haの地域で一度に20ha(8割超)が機構へ貸付けられると、地域に720万円が交付されます。

[協力金の使途]

地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

(2) 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

○ 経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価]

0.5ha以下 : 30万円/戸

0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸

2.0ha超 : 70万円/戸

[交付対象者]

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

※ 経営転換協力金については、機構を介さず集落営農組織との間で特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象となります。

※ 「(1) 地域に対する支援」と「(2) 個々の出し手に対する支援」の両方の要件を満たした農地については、地域と個々の出し手がそれぞれ交付を受けることができます。

○ 耕作者集積協力金

[交付単価]

2万円/10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

[交付対象者]

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸し付けに協力した農業者

お問い合わせ先

農地中間管理機構ホットライン

(TEL : 03-6744-2151) (Mail:kikou@nm.maff.go.jp)

農林水産省担当課: 経営局農地政策課

支援内容

機構に農地を貸し付け、又は売買した場合には、税制上の特例が措置されています。

注 特例の適用を受けるためには、税務署への届け出を行う必要があります。

(1) 機構に農地を貸し付けた場合の納税猶予の特例(特定貸付け)

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方が機構に農地を貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切られません。

納税猶予の特例

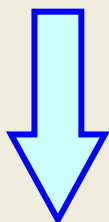
納税猶予の適用農地を貸すことができます。

[要件]

- ① 農地中間管理機構等に対する貸付けであること
- ② 贈与税の納税猶予の場合、制度の適用から10年(65歳未満は20年)以上経過していること

(2) 機構と農地を売買した場合の特例(所得税・登録免許税・不動産取得税等)

農地の売り手(所有者)



農地を売る方への支援

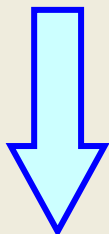
譲渡所得の特別控除

控除額：800万円

[要件]

- 農用地区域内の農地を以下の方法で売却すること
- ① 農用地利用集積計画
 - ② 中間管理機構、円滑化団体への譲渡
 - ③ 農業委員会のあっせん

農地中間管理機構



農地を買う方への支援

登録免許税の軽減

税率：1.5% → 0.8%

不動産取得税の軽減

税額：2/3

[要件]

- 以下の全ての要件を満たすこと
- ① 農用地区域内の農地であること
 - ② 農用地利用集積計画で所有権を取得すること

お問い合わせ先

最寄りの市町村農業委員会 (<http://www.nca.or.jp/location/index.html>)
農林水産省担当課：経営局農地政策課(TEL:03-6744-2150)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

荒廃農地の再生・利用のための活動を支援します。

＜事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策交付金＞

随時申請受付中

支援内容

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

＜支援例＞

①再生利用活動

- 再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり）
定額支援：5万円/10a※、又は、重機を用いる場合等：経費の1/2（沖縄は2/3）以内
※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
- 土壌改良：2.5万円/10a（2年目：必要な場合のみ）
- 営農定着：2.5万円/10a×1年間
（「主食用米及び畑作物の直接支払交付金の対象作物」と「米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」は支援対象外）

②施設等補完整備

- 用排水施設、農道、農業用機械・施設等の整備に対して経費の1/2（沖縄は2/3）以内（農業用機械・施設の支援対象となる農地は再生した荒廃農地に限る）
- 小規模基盤整備：2.5万円/10a

お問い合わせ先

最寄りの地域耕作放棄地対策協議会

（http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_madoguti/index.html）

又は市町村

農林水産省担当課：農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室

（TEL：03-6744-2442）



個人

法人

補助・
交付金

貸付

研修時や、経営を始めて間もない時期の収入を確保します。

<事業名：青年就農給付金（準備型、経営開始型）>

随時申請受付中

支援内容

○青年就農給付金（準備型）

給付額 **年間150万円（最長2年間）**

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。



（主な給付要件）

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・ 自ら農業経営を行う方
 - ・ 農業法人に雇用されて就農する方
 - ・ 親元就農し、研修終了後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方 **NEW!**

お問い合わせ先

都道府県の農政担当窓口

農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用・労働グループ（TEL:03-6744-2162）

支援内容

○青年就農給付金（経営開始型）

給付額 **年間150万円（最長5年間）**

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件※を全て満たす方が対象です。

- ① 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
- ② 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定新規就農者の方 **NEW!**
- ③ 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方（見込みも可）
または農地中間管理機構から農地を借り受けている方 **NEW!**
- ④ 就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方

※ 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村に認められる必要があります。 **NEW!**

※ 青年就農給付金（準備型）の受給を要件とはしていません。

お問い合わせ先

市町村の農政担当窓口

農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用・労働グループ（TEL:03-6744-2162）

施設・機械の購入等に必要な資金を確保したい <事業名：青年等就農資金>

随時申請受付中

支援内容

○青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）に、無利子の資金を貸し付けます。

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、

これらの者が役員の過半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

1. 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- (2) **貸付利率：無利子**
- (3) 借入限度額：3,700万円
- (4) 償還期限：12年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

<資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

2. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

※ 農協等民間金融機関による転貸も可

お問い合わせ先

都道府県、普及指導センター、市町村、
株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農促進グループ（TEL:03-3502-6469）

※新規就農のための各種支援策については、「農業を始めたい皆さんを応援します！」でご案内しています。

(URL) http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

農業を始めたい皆さんを **クリック!**
応援します!

青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう!

「一農(いちのう)ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。

青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者、また、そんな若者を応援する方ならどなたでも参加いただけます。

まずはこちら↓から、メルマガ登録!!

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

QRコードでwebサイトを
表示できます



個人

法人

補助・
交付金

新規就農者を雇用する農業法人等を支援します。

<事業名:新規就農等相談支援事業、農の雇用事業>

<新規就農等相談支援事業> 随時申請受付中

<農の雇用事業> 1次募集:平成26年3月7日~4月11日

2次募集:平成26年6月1日~7月14日

3次募集:平成26年9月~10月

4次募集:平成26年12月~平成27年1月

支援内容

- 農業法人等での就業希望者を対象に短期間の就業体験の受入を支援します。雇用に向けたマッチングにも有効です。

助成額

受入れ実習生1名当たり2万円 (定額)

お問い合わせ先

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL:03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

農林水産省担当課:経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL:03-3502-6469)

- 農業法人等が、就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する実践的な研修に対して支援します。

助成額

年間最大120万円 (最長2年間)

また、農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立・独立に向けて実施する研修に対して支援します。

(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)

お問い合わせ先

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL:03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

農林水産省担当課:経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL:03-3502-6469)

従業員の募集ができます。

<事業名:新規就農等相談支援事業>

随時申請受付中

支援内容

- 全国及び各都道府県に設置する就農相談窓口に求人情報を登録していただければ、就農希望者に求人情報を提供します。
- 従業員を募集している農業法人等と就農希望者のマッチングを行うための合同会社説明会に出展することができます。

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL:03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

お問い合わせ先

株式会社リクルートジョブズ (<http://shin-nougyoujin.hatalike.jp/index.html>)

(TEL:03-6705-1016)

農林水産省担当課:経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL:03-3502-6469)

個人

法人

補助・
交付金

→ 経営発展を目指す農業者向けの研修が受けられます。

＜事業名：技術習得支援事業＞

開催時期：平成26年8月及び平成26年12月～平成27年1月

支援内容

高度な経営力やリーダーとしての人間力等を養成する研修に参加できます。

＜研修の対象者＞

就農希望者、農業者等

＜研修等の内容＞

第一線で活躍する企業経営者、先進的農業経営者、大学教授による講義・グループワーク、先進経営体への視察等を内容とする講座（インターネットによる配信も受講可）

事業実施主体：一般社団法人アグリフューチャージャパン

お問い合わせ先

(<http://www.afj.or.jp/>) (TEL:03-5781-3750)

農林水産省担当課：経営局就農・女性課農業教育グループ (TEL:03-6744-2160)

→ トッププロを目指す農業者向けの研修が受けられます。

＜事業名：技術習得支援事業＞

開催時期：平成26年6月～平成27年2月

支援内容

農業界をリードする優れた経営感覚を養うためのオンライン研修に参加できます。

＜研修の対象者＞

経営力を強化し、農業経営の発展を目指す農業者等

＜研修等の内容＞

トッププロとして必要なマネジメントスキル（コスト管理、人材育成、生産工程管理、マーケティング等）を体系的に学ぶ講義及び他産業の経営事例や最新の技術セミナー等を内容とするスポットセミナー

事業実施主体：株式会社サラダボウル

お問い合わせ先

(<http://www.salad-bowl.jp/company.htm>) (TEL:055-273-5559)

農林水産省担当課：経営局就農・女性課農業教育グループ (TEL:03-6744-2160)



次世代の経営者を育成するため、他の先進農業法人や食品企業等異業種へ職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

<事業名:農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修)>

随時募集

支援内容

法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために、先進法人・他産業へ研修派遣する場合、代替職員の人件費及び研修に要する経費を助成します。

助成額

月最大10万円（最長2年間）

※ 研修実施に対する助成金を受けるためには、研修終了後1年以内に、研修生を当該経営体の経営の中核を担う役職に就けることなどの要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)
(TEL:03-6910-1126)

農林水産省担当課:経営局就農・女性課農業教育グループ(TEL:03-6744-2160)



個人

法人

集落
営農補助・
交付金

集落営農が組織化するために必要な経費を助成します。

<事業名：人・農地問題解決加速化支援事業>

随時申請受付中

支援内容

集落営農の法人化の前提となる組織化の際に必要なとなる規約の作成等にかかる必要な経費の助成を行います。

助成額

20万円（定額）

「集落営農の組織化支援補助金交付申請書」に、定款又は規約の写し、設立総会の議事録、構成員名簿、集落営農名義の通帳のコピー、法人化の意向を確認できる書類を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

集落営農が法人化するために必要な経費を助成します。

<事業名：人・農地問題解決加速化支援事業>

随時申請受付中

支援内容

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、必要な経費の助成を行います。

助成額

40万円（定額）

「法人化支援補助金交付申請書」に、登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

農業経営を法人化するために必要な経費を助成します。

<事業名：人・農地問題解決加速化支援事業>

随時申請受付中

支援内容

地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合に、必要な経費の助成を行います。

助成額

40万円（定額）

「法人化支援補助金交付申請書」に、登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿等を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

法人経営に必要となる労務・財務管理等に関する研修を支援します。

<事業名：人・農地問題解決加速化支援事業>

実施の有無、時期等は市町村ごとに異なります。下記お問合せ先へご確認ください。

支援内容

将来において地域の中心となる法人経営体を育成するため、法人化を目指す者等を対象として行う研修等の取組を支援します。

<研修等の対象者>

法人化を目指す者等を対象とします。

<研修等の内容>

- ①経理(税務)研修、②生産管理研修、③労務管理研修、④マーケティング研修、
- ⑤機械等技術習得研修、⑥経営診断 等

お問い合わせ先

最寄りの都道府県または市町村

農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ (TEL:03-6744-0576)



個人

法人

集落
営農

補助

労働力が不足する地域で援農者を育成・組織化する取組を支援します。
 <事業名：援農隊マッチング支援事業>

○ 追加公募を実施します

募集期間：平成26年5月28日～平成26年6月19日

対象となる方 都道府県、協議会、民間団体

支援内容 地域の状況把握、援農者の確保支援活動、援農者への研修、援農隊の組織化を実施するために必要な経費を支援します。

・ 地域の労働力不足状況の調査



必要労働力の把握

- ・普及指導員等が必要な人材の数、能力、期間等を把握

・ 援農者の確保支援



広域での人材確保

- ・ハローワークやシルバー人材センター等と協力して必要な人材(援農隊)を確保
- ・県外も含め他産地の人材情報等を収集し産地内で共有

・ 技術研修・指導



技術研修・指導

- ・初めて農業に携わる者等に対する農業に関する知識・技術を研修

・ 援農者の組織化



援農者の組織化

- ・援農隊データベースの作成や援農隊OBに対する情報提供、継続的な研修を実施

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局生産技術環境課
 農林水産省担当課：農林水産省生産局技術普及課（TEL：03-3501-3769）

安定した農産物の生産

10

米、麦、大豆などを安定的に生産したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

経営所得安定対策により、農家の皆さんの経営安定を支援します。

<事業名:経営所得安定対策>

申請期間:平成26年4月1日~平成26年6月30日
(P16まで同様の申請期間です)

制度見直しを予定しています

畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策は、26年産は現行どおり実施し、27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施します(認定農業者、集落営農及び新規認定就農者とし、規模要件は課しません。)

諸外国との生産状況の格差に伴う不利により、コスト割れが発生している麦、大豆等の生産に対する交付金を交付します。

<事業名:畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)>

対象となる方

対象作物を販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

支援内容

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みです。

(1) 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(2) 交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。

※ 営農継続支払を受けた者は、その交付額を控除して支払います。

対象作物	平均交付単価
小麦	6,320円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg
大豆	11,660円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ト
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ト
そば	13,030円/45kg
なたね	9,640円/60kg

注1:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

注2:そばについては、26年産は未検査品を、27年産は規格外品を支援の対象から除外

② 営農継続支払

農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

※ 営農継続支払を受けない者には、当年産の出荷・販売数量の確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

2.0万円 / 10a (そばについては1.3万円)

米、麦、大豆等の販売収入の減少に対する補てん金を交付します。

<事業名:米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)>

対象となる方

認定農業者又は集落営農のうち一定規模以上の者
(都府県4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上等、市町村特認あり)

支援内容

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんする仕組みです。

(1) 対象作物

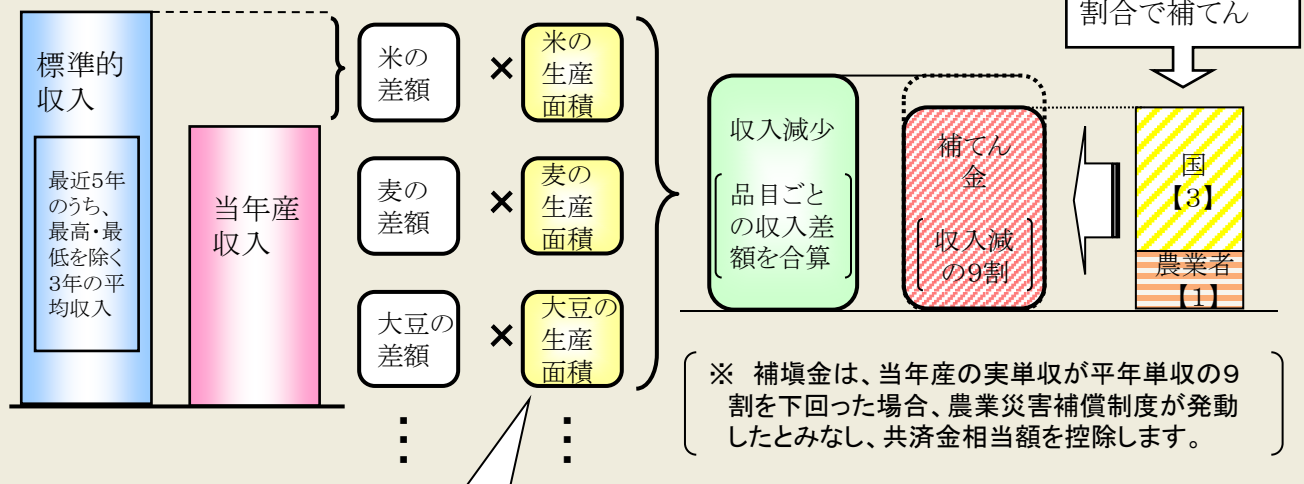
米、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(2) 補てん額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。

交付金は翌年の5~6月頃に支払います。

[都道府県等ごとに算定]



当年産の交付対象数量(農業者ごと) ÷ 当年産の実単収(都道府県等ごと)

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所・地域センター
(無料相談電話:0120-38-3786)

農林水産省担当課: 経営局経営政策課経営安定対策室 (TEL: 03-6744-0502)

26年産ナラシ対策に加入できない者に対して、米の販売収入の減少に対する補てん金を交付します。〈事業名：収入減少影響緩和交付金移行のための円滑化対策(26年産限りの経過措置)〉

対象となる方

26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者

支援内容

平成26年産において規模要件が残る収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入できない者の27年産からのナラシへの移行を円滑に進めるため、平成26年産に限り、予算措置で、農業者の拠出を求めずに対策を実施します。

(1) 交付対象品目 米

(2) 交付単価

26年産のナラシ対策で米の補てんが行われる場合は、ナラシ対策の国費分相当の5割を交付します。農業者の拠出は求めません。

生産数量目標に従った米の生産に対する交付金を交付します。

〈事業名：米の直接支払交付金(29年産までの時限措置)〉

対象となる方

米の生産数量目標（面積換算値）に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

支援内容

米の生産数量目標に従って生産（耕作）を行う農業者に対して、交付金を直接交付します。（29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)）

(1) 交付対象面積

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定（種子、醸造用玄米は10a控除の対象外）

(2) 交付単価（全国一律）

7,500円 / 10a

耕作放棄地を解消して麦、大豆、そば、なたねを作付する場合に交付金を交付します。〈事業名：再生利用交付金(26年度限りで廃止)〉

支援内容

耕作放棄地を解消して麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合に、その作付面積に応じた加算金を交付します。

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所・地域センター（無料相談電話：0120-38-3786）

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営安定対策室（TEL：03-6744-0502）



水田を活用した戦略作物等(麦、大豆、飼料作物、飼料用米等)の生産に対する交付金を交付します。 <事業名:水田活用の直接支払交付金>

対象となる方

販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農
 ※ 米の生産数量目標の達成にかかわらず交付の対象となります。

支援内容

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

(1) 交付単価・助成対象等

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

② 二毛作助成 1.5万円 / 10a

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

③ 耕畜連携助成 1.3万円 / 10a

耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を行う農業者に対して助成します。

(2) 産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、

①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組

②地域振興作物や備蓄米の生産の取組 等

を支援します。

国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定できます。

また、地域の取組に応じた追加配分(下表参照)を行います。

対象作物	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収性専用品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成26年産政府備蓄米の買入 札における落札	7,500円/10a
そば なたね	作付の取組	20,000円/10a(基幹作) 15,000円/10a(二毛作)

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所・地域センター
 (無料相談電話:0120-38-3786)
 農林水産省担当課:生産局穀物課(Tel:03-3597-0191)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

野菜の価格が低落した時に、補填が受けられます。

＜事業名：野菜価格安定対策事業＞

申込時期は野菜の種類により異なるため、
(独)農畜産業振興機構にご相談ください。

対象となる方

指定産地の生産者

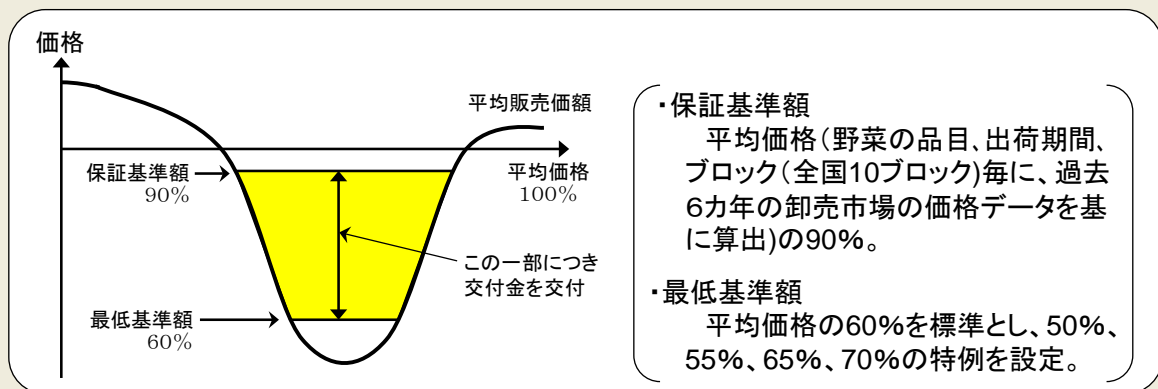
支援内容

指定産地の生産者に対し、指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、保証基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする。）との差額の一部を、補填金として受けることができます。

＜指定野菜（14品目）＞

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

○基本的な仕組み



○資金造成の方法

出荷団体(経済連等)又は大規模生産者(作付面積2ha以上の生産者)が、国、都道府県の補助金を加えて、(独)農畜産業振興機構に資金を造成。
(負担割合＝国60%：都道府県20%：出荷団体等20%)

リレー出荷により加工・業務用野菜を周年供給する契約取引を支援します。

＜事業名：野菜価格安定対策事業＞

申込時期は野菜の種類により異なるため、
(独)農畜産業振興機構にご相談ください。

対象となる方

野菜生産者

支援内容

野菜生産者が外食・加工業者や量販店などと契約取引を行う際のリスクを軽減するため、契約数量の不足時に市場等から確保する場合、不足分の充実に要する経費の一部を補填します。

六次産業化・地産地消法に基づき作成する総合化事業計画の認定を受けることにより、野菜指定産地内外を問わず複数産地の農業者等が連携して、リレー出荷により指定野菜の周年供給に取り組む場合について支援します。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局又は(独)農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)
農林水産省担当課：生産局園芸作物課価格班 (TEL:03-3502-5601)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

施設園芸の省エネ設備のリース導入支援と、燃油価格高騰時の補填制度（セーフティネット）の構築により、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を支援します。

＜事業名：燃油価格高騰緊急対策＞

募集期間：平成26年3月20日～平成26年6月9日

支援内容

施設園芸の産地において、省エネルギー推進に関する計画を策定し、燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対して、以下の支援を行います。

1 ヒートポンプなどの省エネ設備のリース導入の支援

対象となる省エネ設備の例

補助率は、リース料のうち物件購入価格の1/2以内です。

ヒートポンプ

木質バイオマス利用
加温設備

被覆設備



循環扇

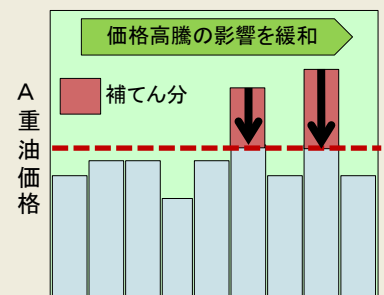


2 燃油価格高騰時に補填金を交付するセーフティネットの構築支援

○ A重油価格の高騰に備えて、施設園芸農家と国が資金を造成します。

○ A重油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、施設園芸農家に対し、補てん金が支払われます。

補填金の内訳は、施設園芸農家の積み立て分と国費の積み立て分の割合が1対1となります。



○ 支援対象者

- ・ 支援の対象者は、野菜、果樹または花きの施設園芸農家3戸以上で構成する農業者団体等です。
- ・ 燃油使用量削減目標（▲15%以上）と目標達成に向けた取組手段を設定した省エネルギー推進計画を作成し、取り組みを進めることが必要です。

○ 対象油種

- ・ 支援の対象となる油種は、施設園芸用のA重油及び灯油です。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局又は（一社）日本施設園芸協会（TEL:03-3667-1631）

農林水産省担当課：生産局農業環境対策課（TEL:03-3593-6495）園芸作物課（TEL:03-6738-7423）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

※平成26年度より、新規・拡充した事業を中心に紹介します

酪農家の経営安定を支援します

<事業名：加工原料乳生産者補給金、持続的酪農経営支援事業>

随時申請受付中

支援内容

1. 加工原料乳を対象に補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行います。
2. 飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付します。

NEW !

平成26年度から加工原料乳に新たにチーズ向け生乳も含め、生産者に補給金を交付します。

脱脂粉乳・バター等向け：12.55円/kg→12.80円/kgチーズ向け：15.1円/kg※→15.41円/kg

お問い合わせ先

1. (独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)
※25年度は、チーズ向け生乳供給安定対策事業
2. 最寄りの地方農政局等
農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL：03-3502-5979)

酪農の生産基盤強化・生乳生産効率向上を支援します

<事業名：酪農経営安定対策補完事業>

随時申請受付中

支援内容

傷病時の酪農ヘルパー利用への支援や、将来酪農の担い手となる酪農ヘルパーの人材確保等を支援するとともに、牛群検定による長命連産性の改良に関するデータの収集、分析、未經産雌牛の遺伝的能力評価の実施やその有効活用を支援することにより、酪農経営における生産基盤の強化や生産性向上を目指します。

NEW !

傷病時の酪農ヘルパー利用支援に、「育児サポート」支援を追加、酪農ヘルパーへの研修の充実、広域利用調整やコントラクター等支援組織との連携等の取組を支援します。(事業の拡充)

お問い合わせ先

- (独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)
農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL：03-3502-5979)

都府県酪農の生産基盤の維持・回復の取組を支援します

＜事業名：酪農生産基盤維持緊急支援事業＞

随時申請受付中

支援内容

都府県の生産者が行う生乳生産基盤の維持・回復を図るための意欲ある取組を支援します。



1. **後継者による初妊牛の導入、高能力な性判別受精卵移植**に助成します。
2. **地域内で乳牛継承**を行う場合に支援します(32,000円/頭)。
3. **増頭のための畜舎の改修や簡易施設の導入**に助成します。
4. **暑熱対策のための技術指導、関連資材・簡易機器の購入等**に助成します。
5. **繁殖性・生産性向上のための乳牛の健康診断、飼養管理向上のための飼料の分析・設計や、畜舎の環境改善のための資材購入(牛床マット等)の費用**を助成します。
6. **優良後継牛確保のための性判別受精卵移植**に助成します。

NEW !

お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)
農林水産省担当課：生産局牛乳乳製品課 (TEL:03-3502-5987)

養豚農家の経営を支援します。

＜事業名：養豚経営安定対策事業、養豚経営安定対策補完事業＞

随時申請受付中

支援内容

1. 養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を支援します。(養豚経営安定対策事業)
2. 各地域における、生産能力向上とともに、養豚経営の体質強化を支援します。(養豚経営安定対策補完事業)



NEW !

配合飼料の節減など生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚又はその精液について、海外を含めた他地域からの導入に助成します。

お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)
農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-5979)

肉用牛(繁殖・肥育)経営安定を支援します。〈事業名：肉用子牛生産者補給金、肉用牛繁殖経営支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業〉

随時申請受付中

支援内容

【繁殖】

肉用子牛価格(全国平均)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付します(肉用子牛生産者補給金制度)。

さらに、上記に加えて肉専用種の子牛については、肉用子牛価格(全国平均)が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します(肉用牛繁殖経営支援事業)。

【肥育】

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します(肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業)。



NEW !

1. 肉用子牛生産者補給金の保証基準価格を引き上げました。
【黒毛和種】32万円 → **32.9万円** 【乳用種】12.2万円 → **12.8万円** 等
2. 肉用牛繁殖経営支援事業の発動基準を引き上げました。
【黒毛和種】41万円 → **42万円** 等

お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)

農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-5979)

畜産経営において繁殖雌牛の導入を支援します。

〈事業名：肉用牛経営安定対策補完事業〉

随時申請受付中

支援内容

繁殖雌牛の増頭の実施、繁殖経営への新規参入等に支援することにより、生産基盤の強化を支援します。

NEW !

1. 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営体の支援を拡充しました。
(増頭奨励金：8万円/頭 **※高能力牛は10万円/頭**)
2. 地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入の支援を拡充しました。
(導入奨励金：4万円/頭 **※高能力牛は5万円/頭**)
3. 牛舎、繁殖雌牛等の貸付による肉用牛繁殖経営への新規参入促進のための事業を拡充しました。
※複数年度にわたる繁殖雌牛の導入が可能(補助率：1/2以内)
4. 繁殖雌牛の増頭に必要な簡易牛舎の導入も助成します。(補助率：1/2以内)

お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)

農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-5979)



養鶏農家の経営を支援します。
 <事業名：鶏卵生産者経営安定対策事業>

本年度の募集は終了しました



支援内容

【価格差補填】

鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。

【需給改善】

さらに価格が大幅に低落した場合には、成鶏の更新に当たって空舎期間を延長する取組に奨励金を交付します。

NEW !

鶏卵価格差補填事業の補填基準価格を引き上げました。

186円/kg → **187円/kg**



お問い合わせ先

農林水産省担当課：生産局食肉鶏卵課（TEL：03-3502-5990）



飼料自給率や生産性向上に資する機械の導入を支援します。
 <事業名：畜産収益力向上緊急支援リース事業>

随時申請受付中

支援内容

飼料用米等の自給飼料の利用拡大や、畜産経営における生産性向上に必要な機械のリース方式による導入を支援します

NEW !

以下の機械をリース方式により導入できます。

1. 畜産農家の飼料用米の利用体制強化に必要となる機械（米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等）や、自給飼料の作付・収穫・調製に必要な機械

2. 自動給餌など生産性向上に資する機械



お問い合わせ先

（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
 農林水産省担当課：生産局畜産企画課（TEL：03-3501-1083）

個人

法人

補助・
交付金

国産飼料の増産や低コスト化・高品質化の取組を支援します。

＜事業名：飼料増産総合対策事業、飼料自給力強化支援事業＞

随時申請受付中

1. 飼料増産総合対策事業

支援内容

国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の生産と利用の拡大、飼料生産の外部化の支援等により飼料自給率の向上を図ります。



草地改良
補助率：1/3以内
(上限10万円/ha)



公共牧場の機能強化
補助率：定額、1/2



粗飼料の生産・給与
技術の実証
補助率：定額



コントラクターの育成、
高栄養良質粗飼料の
生産拡大
補助率：定額

2. 飼料自給力強化支援事業

支援内容

輸入飼料穀物等の価格が高止まりする中で、畜産経営の安定のため、効率的・省力的な国産粗飼料の利用・定着を緊急に推進します。



都府県酪農の国産粗飼料
の利用・定着
補助率：定額(経産牛1頭
あたり6,100円)



荒廃した草地の再生改良、放
牧施設の改修、強害雑草対策
の実証
補助率：定額、1/2以内



TMRセンター等の業務改善、
施設の改修
補助率：定額、1/2以内



コントラクター等の飼料生産
機械のリース導入
補助率：1/2以内



コントラクター等が行う草地の
更新、高エネルギー飼料作物
への転換 補助率：1/2以内
(上限17万円/ha)



コントラクター等が行う国産
粗飼料の広域流通拡大
補助率：定額
(20円/kg以内)

上記のほか、草地畜産基盤の整備は農業農村整備事業など、TMRセンターの施設整備や国産粗飼料の生産・調製・保管等に必要な施設の整備は強い農業づくり交付金などの活用が可能です！

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等、(独)農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)
農林水産省担当課：生産局畜産振興課 (TEL:03-6744-2399)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業名：多面的機能支払交付金>

申請期間：平成26年4月1日～平成26年12月25日

支援内容

1. 農地維持支払交付金（創設）

NEW!

多面的機能を支える共同活動を支援します。

【対象者】

農業者のみ、又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

2. 資源向上支払交付金（農地・水保安全管理支払を組替え・名称変更）

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

〔○ 基本単価例（共同活動）：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
基本単価例（長寿命化）：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村長と5年間の協定を締結し、活動を行います。

① 活動組織の設立・計画の策定

② 協定の締結

③ 活動の実施



お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県、地方農政局、北海道農政事務所、地域センター
農林水産省担当課：農村振興局農地資源課農地・水保安全管理室（TEL:03-6744-2447）

中山間地域等において農業生産活動が維持できるように交付金を交付します。
 <事業名:中山間地域等直接支払交付金>

申請期間：平成26年4月1日～平成26年8月31日

支援内容

- 平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等（集落協定等の締結が必要）に対して交付金を交付します。
- 交付金の交付を受けるためには、集落協定又は個別協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する必要があります。
- 交付金の単価は、協定に規定した活動内容によって異なり、①の農業生産活動等を継続するための活動に加え、②の体制整備のための前向きな活動を行う場合には、交付単価の10割を交付し、①のみの活動の場合は、交付単価の8割を交付します。
 このほか、小規模・高齢化集落への支援や、他集落との連携などに取り組む場合には、別に加算（10aあたり500円～4,500円）が受けられます。
- 本交付金と併せて、平成26年度から実施する多面的機能支払交付金にも取り組むことができます。

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500		草地比率の高い草地 （寒冷地）	1,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
				緩傾斜（8°以上）	300

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

農業生産活動等を継続するための基礎的な活動

- ・農業生産活動等
 例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動（選択実施）
 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【周辺林地の管理】



【水路の簡易補修】



【景観作物の作付】

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組

- 例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集団的かつ持続可能な体制整備



【機械の共同化】



【棚田農業体験】



【地場農産物の直売】

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：農村振興局中山間地域振興課（TEL:03-3501-8359）

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農に対して直接支援します。

<事業名：環境保全型農業直接支援対策>

申請期間：平成26年4月1日～平成26年12月25日

支援内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。

<支援対象者>

次の①、②の要件をすべて満たす、販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループが支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

<支援対象取組（単価は国と地方の合計）>

1. 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

全国共通取組	地域特認取組※例
 <p>【カバークロープ】 8,000円/10a</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組</p>	 <p>【堆肥の施用】 4,400円/10a</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組</p>
	 <p>【リビングマルチ】 8,000円/10a</p> <p>5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組</p> <p>など</p>

2. 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

全国共通取組	地域特認取組※例
 <p>【有機農業】 8,000円/10a</p> <p>化学肥料・農薬を使用しない取組</p>	 <p>【冬期湛水管理】 8,000円/10a</p> <p>5割低減の取組の前後いずれかで冬期間の水田に水を張る取組</p> <p>など</p>

※地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。対象となる取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。
(URL) http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・農政事務所・地域センター
農林水産省担当課：生産局農業環境対策課環境直接支払班 (TEL:03-6744-0499)

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

〔 地域協議会等の地域全体の
取組への支援です。 〕

捕獲や追い払いなどの鳥獣被害対策や、被害防止のための施設の設置など、地域ぐるみで行う活動を支援します。

＜事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策＞

本年度の募集は終了しました

支援内容

○鳥獣被害防止総合対策交付金

①捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動を支援します

- ・ 発信器を活用した生息調査
- ・ 捕獲に関する専門家の育成支援
- ・ 捕獲機材の導入
- ・ 鳥獣の捕獲・追い払い
- ・ ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証 等
- ・ 放任果樹の除去
- ・ 緩衝帯の整備



捕獲機材の導入



モンキードックの導入



緩衝帯の整備



捕獲技術の研修

【補助率】

1/2以内等

〔 鳥獣被害対策実施隊が中心となる取組、新規地区の取組及びJA等民間団体の取組(200万円まで)や、広域での取組(220万円まで)、ICT等を用いた新技術実証等の取組(100万円まで)は定額 〕

②侵入防止柵などの鳥獣被害防止のための施設整備を支援します

- ・ 侵入防止柵等の被害防止施設
- ・ 捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設等
- ・ 捕獲技術高度化施設(射撃場)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

【補助率】

1/2以内※(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策

①野生鳥獣の緊急捕獲活動を支援します

(頭数に応じた捕獲活動経費支払いや処理費用の助成)

②侵入防止柵の機能向上を支援します

(既存施設の延長やかさ上げ等の整備の支援)



【補助率】

- ①緊急捕獲活動: 定額
- ②侵入防止柵の機能向上: 1/2以内※(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 両事業において、侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

【事業の要件】

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会であることが必要です
 - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村やJA等も単独で実施主体になれます
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員であるJA等が単独で実施主体になれます
- 事業の実施に当たっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を作成している市町村であることが必要です

お問い合わせ先

最寄りの市町村または都道府県
農林水産省担当課：生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室 (TEL:03-3591-4958)

農産物の付加価値の向上

19

6次産業化に取り組みたい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

融資

農林漁業者等が、地域の様々な業種の事業者と6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して補助します。

<事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金>

本年度の募集は終了しました

対象となる方

農林漁業者団体、中小企業者

支援内容

六次産業化・地産地消費（※1）又は農商工等連携促進法（※2）の認定を受けた農林漁業者団体等が行う、次の整備に対して補助します。（補助率1/2以内）

- ① 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組等のために必要な農林水産物等の加工・販売用施設やこれらと併せて行う農業用機械等の整備
- ② 中小企業者と農林漁業者団体等が連携して行う新商品の生産に取り組むために必要な機械・施設の整備

（※1）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

（※2）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

※ また、支援を受けるためには、農林漁業者団体が食品事業者、流通業者等複数の事業者と連携して取り組む必要があります。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL：03-6738-6473）

- 資金の融資については、**33**「農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい」(P42)をご覧ください。
- 資金の出資については、**37**「6次産業化の取組に対して出資を受けたい」(P48)をご覧ください。

➡ 新商品の試作やパッケージデザインの開発費用、商談会への出展費用を補助します。
＜事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金＞

本年度の募集は終了しました

対象となる方 農林漁業者、農業法人 等

支援内容

<① 新商品を開発したい>

新商品の試作やパッケージデザインの開発、衛生・安全性・成分分析の費用の一部（1/2以内*）を補助します。

<② 販路を開拓したい>

試作品の試食会やアンケート調査による市場評価の実施や、民間事業者が開催する商談会に出展するための費用の一部（1/2以内*）を補助します。

※ 六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携促進法による認定農商工等連携事業計画の取組については、2/3以内。

※ また、支援を受けるためには、農林漁業者等が食品事業者、流通業者等複数の事業者と連携して取り組む必要があります。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL:03-6738-6473）

➡ 借受予定者やその資金使途に応じて、制度資金が利用できます。

➡ 33

農業用機械・施設の整備など経営に必要な資金を借りたい（42ページ）



個人

法人

集落
営農補助・
交付金

農林漁業者等の輸出の取組を支援します。

<事業名：農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業>

申請期間：平成26年2月10日～平成26年5月8日

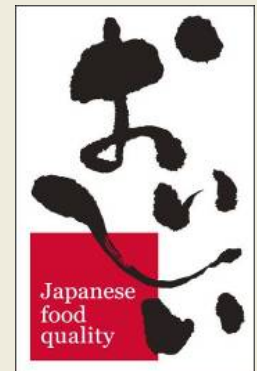
支援内容

農林水産省が策定した農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略に沿って、今後輸出の拡大が期待される有望なマーケットに参入する事業者が行うジャパン・ブランドの確立に向けた取組、産地間連携の促進等の取組を支援します。

○ 輸出に取り組む事業者向け対策事業

○ 輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が行う、以下の取組を支援します。

1. ジャパン・ブランドの確立に向けた取組
 - ① ジャパン・ブランド調整活動
 - ア 産地間調整等の調整活動
 - イ ジャパン・ブランドの事業メニュー間における調整活動
 - ② マーケティング調査
 - ③ ジャパン・ブランドPR
 - ④ セミナー事業
 - ⑤ 品目別ロゴマークの開発や普及
(補助率：①から④にあっては定額、⑤にあっては2分の1以内)
2. 産地が連携した輸出振興体制の構築を図る取組
 - ① 産地が連携した輸出振興体制の整備
 - ② 産地が連携した輸出モデルの実証
(補助率：①にあっては定額、②にあっては2分の1以内)
3. 輸出戦略に沿った産地等の取組
 - ① 輸出環境整備
 - ② 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証
 - ③ 海外市場調査
 - ④ 輸出担当者育成
 - ⑤ 産地PR・国内商談会
 - ⑥ 海外販売促進活動
(補助率：2分の1以内)



※輸出促進のための各種支援策については、以下のHPをご覧ください。

(URL) <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：食料産業局輸出促進グループ (TEL:03-6744-7045)

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農に対して直接支援します。

<事業名：環境保全型農業直接支援対策>

申請期間：平成26年4月1日～平成26年6月30日

支援内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。

<支援対象者>

次の①、②の要件をすべて満たす、販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループが支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

<支援対象取組（単価は国と地方の合計）>

1. 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

全国共通取組	地域特認取組※例
 <p>【カバークロープ】 8,000円/10a</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組</p>	 <p>【堆肥の施用】 4,400円/10a</p> <p>5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組</p>
	 <p>【リビングマルチ】 8,000円/10a</p> <p>5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組</p> <p style="text-align: right;">など</p>

2. 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

全国共通取組	地域特認取組※例
 <p>【有機農業】 8,000円/10a</p> <p>化学肥料・農薬を使用しない取組</p>	 <p>【冬期湛水管理】 8,000円/10a</p> <p>5割低減の取組の前後いずれかで冬期間の水田に水を張る取組</p> <p style="text-align: right;">など</p>

※地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。対象となる取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。
(URL) http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyoo/kakyoo_chokubarai/mainp.html

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・農政事務所・地域センター
農林水産省担当課：生産局農業環境対策課環境直接支払班（TEL：03-6744-0499）

個人

法人

集落
営農

補助

肥料コスト低減に向けた適正施肥の取組を支援します。

<事業名：生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業>

本年度の募集は終了しました

1. 低コスト施肥技術体系の確立

対象となる方 協議会（都道府県（普及組織等）、農業団体、農協、肥料販売事業者等の幅広い肥料関係者が組織する団体）、農業協同組合連合会

支援内容

都道府県全体又は都道府県内の広域における施肥量低減の基準策定、低コスト施肥技術体系確立の取組を支援します。

（うね立て同時施肥技術）

<補助対象となる取組例（補助率：定額）>

- ・地域に適応した施肥量低減の基準策定のためのデータ収集
- ・肥料コスト低減技術導入の必要な実証試験、機械借上
- ・土壌中の肥料成分を把握するために行う土壌分析
- ・現地検討会の開催など



2. 減肥基準等への適応

対象となる方 3戸以上の農業者グループや農業生産法人等の担い手組織、農協等

支援内容

農業現場における簡易土壌診断装置の導入や外注による土壌診断の実施、土壌診断結果等に基づく施肥設計の見直しを支援するとともに、肥料コスト低減技術の導入を促進します。

<補助対象となる取組例（補助率：1/2以内）>

- ・簡易土壌診断装置の導入
- ・土壌中の肥料成分を把握するために行う土壌分析
- ・肥料コスト低減技術導入の必要な実証試験、機械借上
- ・講習会の開催など

（土壌診断の取組）



お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター等

農林水産省担当課：生産局技術普及課生産資材対策室（TEL：03-6744-2435）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

発電事業の構想から運転開始までに必要となる手続や取組を支援します。
 <事業名：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業>

本年度の募集は終了しました

1. 地域における活動への支援

支援内容

発電事業に意欲を有する農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。（補助率定額）

※ 発電施設の整備（詳細設計を含む。）は、支援の対象となりません。また、実証事業ではありません。

- 発電事業を行おうとする農林漁業者やその組織する団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者が対象です。
 （市町村が事業実施主体となる場合には、本事業を活用して、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成することが可能です。）
- 上記支援の範囲の取組を1～4年の間で取り組んでいただきます。
- 売電収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組を行おうとする取組が対象です。

事業構想の作成

導入可能性調査

地域の合意形成

事業体の立ち上げ

発電技術の習得

各種法令のクリア

資金計画の作成

 ・電気事業者・設備メーカー
 ・金融機関との折衝

発電事業の開始

(入口)

支援の範囲

(出口)



2. ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

支援内容

発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築する取組を支援します。（補助率定額）

- 発電事業を開始するまでの取組について、専門的知見を有している民間団体が対象です。
- 「1. 地域における活動への支援」の活動に対する各種サポート、発電事業に意欲を持つ方々を対象としたワークショップの開催等を通じ、共通のプラットフォームの構築につなげていただきます。



お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局再生可能エネルギーグループ（TEL：03-6744-1507）

個人 法人

補助・
交付金



意欲のある農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援します。事業により得られた成果を地域に広く普及することで、日本農業全体の競争力強化を図ります。
 <事業名：農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業>

本年度の募集は終了しました

対象となる方

連携プロジェクトの実施主体は、農業を営む法人・個人（農業法人等）と農業以外の業種の企業等のそれぞれ1者以上が参加し、必要に応じて研究機関や地方自治体等の関係団体・企業の参画を得て構成する者で、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 農業法人等と企業等が連携して形成する組織（コンソーシアム）
- ② 農業法人等と企業等が共同で出資して設立する法人

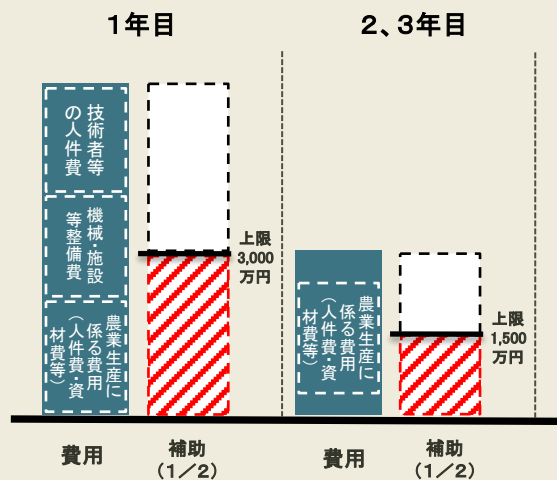
支援内容

<連携プロジェクトとは>

連携プロジェクトの内容は、これまで農業界では実用化されておらず、3年程度で実用化を試みようとするものであって、事業終了後にはその成果を広く普及しようとするものです。

<支援のスキーム>

- 初年度は、実証事業の実施に係る費用の1/2を補助（2・3年目は、農業生産に係る費用に限る。）
- 補助の上限は、初年度3,000万円、2・3年度目は1,500万円



<取組事例>

- 作業体系の最適化手法の確立
- 高度な圃場管理を可能とする扱いやすいGPS技術
- センサー技術の活用による野菜・果樹生産の高度化
- 低コスト高耐久性農業機械の開発

お問い合わせ先

農林水産省担当課：経営局経営政策課農業法人グループ
 (TEL：03-6744-2143)

農業インフラ等の整備

25

農地や農業水利施設等の基盤整備をしたい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

基盤整備に係る事業費の一部を補助します。

＜事業名：農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、農山漁村地域整備交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等＞

随時申請受付中

支援内容

都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となって基盤整備を行う場合、その事業費の一部を補助します。

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土等が対象となります。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：農村振興局総務課（TEL：03-3591-6098）

26

基盤整備と併せて規模拡大したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

基盤整備を契機に、地域の担い手に農地を集積する場合に支援します。

＜事業名：農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、農業水利施設保全合理化事業等＞

随時申請受付中

支援内容

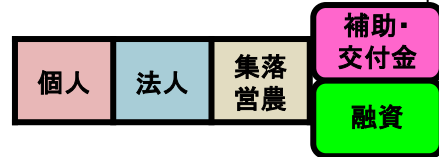
区画整理や農業用排水施設等の基盤整備を契機に地域の担い手に農地を集積する場合、集積の実績に応じ、基盤整備に係る農家負担金などに充当することができる促進費を交付します。

集積の実績に応じ、最大で事業費の12.5%分を促進費として支援します。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：農村振興局総務課（TEL：03-3591-6098）



土地改良事業等の農家負担金を軽減します。

＜事業名：農家負担金軽減支援対策事業(水田・畑作経営所得安定対策等支援事業、経営安定対策基盤整備緊急支援事業、災害被災地域土地改良負担金償還助成事業)、経営体育成促進事業(担い手育成農地集積事業)＞

本年度の募集は終了しました

支援内容

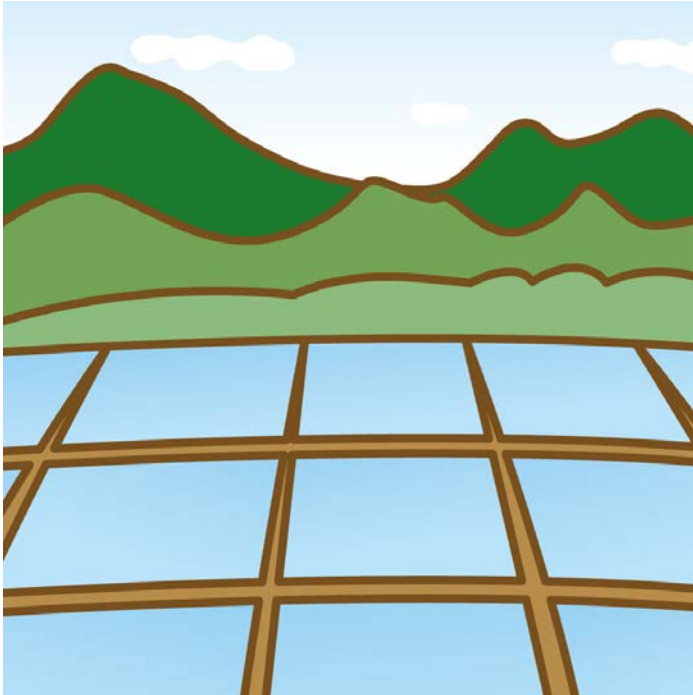
地域の中心となる経営体への農地集積率や地区内の耕地利用率等が一定以上になることが見込まれる場合、土地改良事業等の農家負担金について、5/6を限度に無利子融資または当該年度の年償還金の利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

土地改良事業等の農家負担金が対象となります。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室
(TEL：03-3502-6277)



個人

法人

補助・
交付金

果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備などを行う場合に支援が受けられます。

<事業名:果樹・茶支援関連対策>

1次募集：平成26年3月18日～平成26年4月30日
2次募集：平成26年8月27日～平成26年9月30日
3次募集：平成26年11月17日～平成27年12月15日

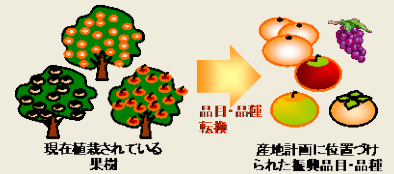
対象となる方

農業者等

支援内容

果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良）、かん水施設設置等を行う場合に、事業費の1/2（一部定額）の範囲内で助成します。（果樹経営支援対策事業）

- ・ 高収益が見込める優良品目・品種への改植・高接
- ・ 園地での作業の省力化を図り生産性を向上するための園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良
- ・ 高品質果実の生産を図るための点滴かん水設備の設置などが実施できます。



<改植に要する経費に対する支援>

- ・ 22万円/10a（みかん）
- ・ 32万円/10a（りんごわい化栽培）
- ・ 16万円/10a（りんご普通栽培）
- ・ 1/2以内（その他果樹）

※自然災害時の改植について、産地の実情に応じて弾力的に運用します。

<高接、小規模園地整備等に要する経費に対する支援>

- ・ 高接：1/2以内
- ・ 小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良）等：1/2以内



果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。

<事業名:果樹・茶支援関連対策>

1次募集：平成26年3月18日～平成26年4月30日
2次募集：平成26年8月27日～平成26年9月30日
3次募集：平成26年11月17日～平成27年12月15日

対象となる方

農業者等

支援内容

果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に要する農薬、肥料代等の果樹の育成経費の一部に対して助成（※）します。

（※）補助率：定額

面積単価（5万円/10a）× 支援年数（改植の翌年から4年分）を初年度に一括交付

※下限面積は5a

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：生産局園芸作物課（TEL：03-3502-5957）

個人

法人

補助・
交付金

茶の優良品種への転換及びこれにより生じる未収益期間に対する支援が受けられます。
 <事業名:果樹・茶支援関連対策のうち茶対策>

本年度の募集は終了しました

対象となる方 人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた農業者等

支援内容

茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援及び改植に要する経費に対して支援を受けることができます。

- ・ 改植に要する経費に対する支援 12万円/10a
- ・ 未収益期間に対する支援
 - ・ 改植 : 4万円/10a × 改植の実施年から3年分または4年分
 (注: 4年分については異なる品種への改植のみ対象)
 - ・ 棚施設を利用した栽培法への転換
 : 4万円/10a × 栽培法への転換の実施年から1年分
 - ・ 台切り : 3.5万円/10a × 台切りの実施年から2年分

- ※ 新植についても対象
- ※ 面積単価×支援年数を初年度に一括交付



輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入や発酵茶等の加工機器の導入に対する支援が受けられます。
 <事業名:果樹・茶支援関連対策のうち茶対策>

本年度の募集は終了しました

対象となる方 農業者等（機械等リース事業人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた農業者等）

支援内容

輸出拡大や新しい需要の開拓等、攻めの茶農業の展開のための輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入、産地の気象条件等の実情に応じた生産体制の強化等に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ ソフト事業にあっては定額
- ・ 機械等リース事業にあっては1/2

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：生産局地域作物課茶業復興推進班（TEL：03-3502-5957）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

融資で農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。
 <事業名：経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）>

本年度の募集は終了しました

支援内容

中心経営体等※1が融資を活用して、農業用機械・施設等※2を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の3/10※3までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の3/10となる300万円の範囲内で助成します。

- ※1 適切な人・農地プランに位置付けられている必要があります。
- ※2 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。
- ※3 助成率は、以下の①～③のいずれか最も低い額。
 - ①助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額。
 - ②助成の対象となる経費のうち融資額。
 - ③助成の対象となる経費のうち融資額及び地方公共団体等による助成額を除いた額。



お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局就農・女性課経営体育成支援室（TEL：03-6744-2148）

条件不利地域における共同利用機械等の導入費の一部を助成します。
 <事業名：経営体育成支援事業（条件不利地域補助型）>

本年度の募集は終了しました

支援内容

経営規模が小規模・零細な地域において、共同利用機械・施設等※を導入する場合、事業費の1/2（機械は1/3）以内を助成します。

経営規模が小規模・零細な地域とは、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家が5割以上を占める地域等です。

- ※ 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局就農・女性課経営体育成支援室（TEL：03-6744-2148）

国内農産物の安定供給を図るため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

＜事業名：強い農業づくり交付金＞

本年度の募集は終了しました

支援内容

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備等を支援します。

要件等

【採択要件】

1. 受益農家及び事業参加者が原則として、5戸以上であること
2. 実施要領に定める面積要件を満たすこと
3. 整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること
4. 総事業費が5千万円以上 など

【交付率】・・・事業費の1/2以内など

対象となる施設

○耕種作物共同利用施設整備

共同育苗施設
穀類乾燥調製貯蔵施設
農産物処理加工施設
集出荷貯蔵施設
生産技術高度化施設 など

○畜産物共同利用施設整備

畜産物処理加工施設
家畜市場
家畜飼養管理施設
自給飼料関連施設 など

○耕種作物小規模土地基盤整備

ほ場整備
園地改良
優良品種系統等への改植 など

○飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

飼料作物作付条件整備
放牧利用条件整備
水田飼料作物作付条件整備

○次のいずれかの場合、交付金の配分ポイントを加算します(2ポイント)

- ・ 農業者(農業法人、農業者の組織する団体等)が事業実施主体の場合、事業参加者の過半が人・農地プランの「中心経営体」または農地中間管理機構からの農地の受け手であること
- ・ 都道府県、市町村、JA等が事業実施主体の場合、事業の受益地区の一部または全部で人・農地プランが作成されていること

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：生産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

集落
営農補助・
交付金

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

<事業名：攻めの農業実践緊急対策事業>

申請期間：平成26年4月頃から

(申請時期については、最寄りの地域農業再生協議会にご相談ください。)

事業内容

低コスト・高収益な生産体制への転換を加速化するため、機械利用体系の効率化や高収益作物への作付転換を支援します。

また、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化を推進するため、機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

支援内容

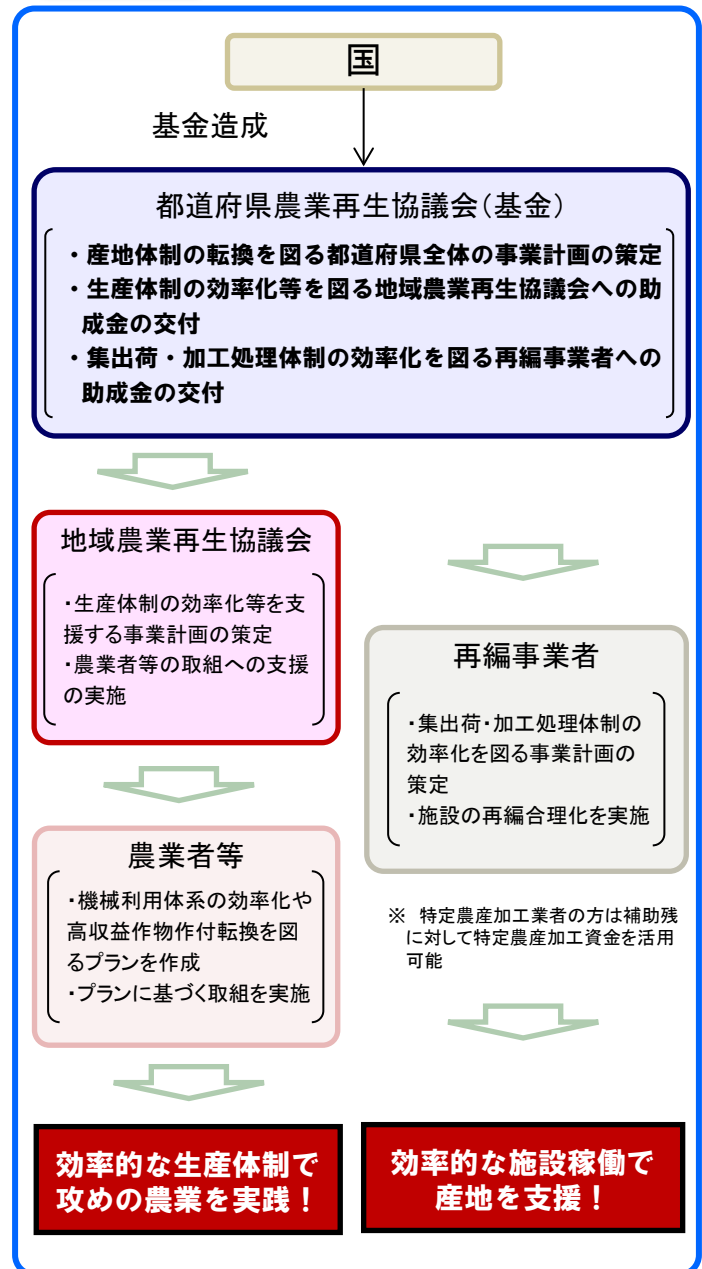
- ① 効率的機械利用体系を構築する取組
(機械のリース導入や既存機械の再利用等に要する経費)
- ② 高収益品目に作付転換する取組
(機械のリース導入や簡易な農地整備等に要する経費)
- ③ 集出荷施設等の再編合理化を行う取組
(施設の機能向上や有効活用のための設備のリース導入等に要する経費)

交付先

都道府県農業再生協議会に一括で基金を造成します。

※ 県協議会への造成額は、当該県の農地面積、地域農業再生協議会の数等に応じて算定される金額の範囲内とします。

事業の流れ



お問い合わせ先

最寄りの都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会
農林水産省担当課：生産局総務課生産推進室 (TEL：03-3502-5945)

資金の確保

33

農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

個人

法人

融資

借受予定者やその資金使途に応じて、制度資金が利用できます。

随時申請受付中

対象となる方

支援内容

	資金	貸付対象者	貸付金利(注5)	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者等 (注1)	(借入期間に応じ) 0.40~1.00%	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (常時従事者数に応じ20億円まで)
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2)	1.00%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者(注4)	無利子	12年以内 (据置最大5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化・地産地消法の総合化 事業計画の認定を受けた農林漁業 者団体(注6)	1.00%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (農工商等連携)	農工商等連携促進法の農工商等連 携事業計画の認定を受けた農林漁 業者団体(注6)	1.00%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者等 (注1)	(借入期間に応じ) 0.40~0.85%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者 (注2)	1.00%	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円

- (注1) 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- (注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。
- (注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- (注4) 個別法(略称)は次のとおりです。
持続農業法、農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法
- (注5) 金利は平成26年4月18日現在です。
- (注6) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。
農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人

取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)、農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用組合

お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合、各都道府県、各市町村、普及指導センターなど
農林水産省担当課：経営局金融調整課(TEL：03-6744-2165)



少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

＜資金名：スーパーL資金、農業近代化資金(クイック融資制度)＞

随時申請受付中

対象となる方

認定農業者等 (スーパーL資金)

認定農業者等及び一定の要件を満たす集落営農組織 (農業近代化資金)

支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間(クイック融資)で判断されます。

貸付条件等

＜貸付限度額＞

500万円

＜貸付要件＞

融資機関のスコアリングシステム(企業経営診断手法)により経営実績が一定水準以上と判断される必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、各都道府県、各市町村、普及指導センター

農林水産省担当課：経営局金融調整課 (TEL：03-6744-2165)



経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

＜資金名：スーパーL資金(円滑化融資制度)＞

随時申請受付中

対象となる方

認定農業者等

支援内容

スーパーL資金について、認定農業者等の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

貸付条件等

＜貸付限度額＞

個人：2,000万円

法人：直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額(最高1億円)

＜貸付要件＞

農業経営改善計画の目標水準に到達していることや過去5年間に既貸付制度資金の償還が確実に行われている必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
農林水産省担当課：経営局金融調整課 (TEL：03-6744-2165)



人・農地プランに中心経営体等として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

＜資金名：農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

＜事業名：農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業＞

随時申請受付中

対象となる方

人・農地プランに地域の中心経営体等として位置付けられた認定農業者等（※）

貸付条件等

＜借入限度額＞

個人： 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人： 10億円（常時従事者数に応じ20億円まで）

＜償還期限＞

25年以内（うち据置期間10年以内）

＜26年度融資枠＞

1,000億円

＜金利負担軽減措置＞

貸付当初5年間実質無利子化

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫

お問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫

農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-2165）



個人

法人

融資

➡ 制度資金としては、以下の資金が利用できます。

＜資金名：農業経営改善促進資金（スーパーS資金）＞

随時申請受付中

対象となる方

認定農業者等（※1）、六次産業化・地産地消法認定者（※2）

※1 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

※2 六次産業化・地産地消法認定者とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の総合化事業計画の認定を受けた者です。

支援内容

認定農業者等及び六次産業化・地産地消法認定者に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を融通します。

貸付条件等

＜貸付金利＞

1.50%（平成26年4月18日現在（変動金利制））

＜貸付限度額 ※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍＞

認定農業者等：個人500万円、法人2千万円

六次産業化・地産地消法認定者：個人1千万円、法人4千万円

取扱融資機関

農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用組合

お問い合わせ先

最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、各市町村、普及指導センターなど

農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-2165）



個人

法人

税制

→ 経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面から支援します。

<制度名：農業経営基盤強化準備金制度>

随時申請受付中

支援内容

認定農業者である個人及び農業生産法人等が、農業経営改善計画等に従って、対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

交付金は、原則、所得課税の対象となりますが、この特例を利用して準備金(内部留保)や農業用固定資産の取得等に充てると課税が繰り延べられます。

※ この特例の適用を受けるためには、青色申告により確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、農林水産大臣の証明書等の添付が必要となります。

集落営農においても、法人化することによって制度を活用できます。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・農政事務所・地域センター

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ (TEL:03-6744-0576)



法人

出資

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農業法人投資育成制度により農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。

＜制度名：農業法人投資育成制度＞

随時申請受付中

出資対象者

農業法人（農業生産法人を含む。）、農業に関連する事業（※）を営む法人
 ※ 農畜産物の加工、流通、農作業の受託 など

出資要件等

※ 現在、農林水産大臣の承認を受けているのは、アグリビジネス投資育成（株）のみとなっておりますので、以下、同社の出資要件等をご紹介します。

＜出資の要件＞

- ・ 農業法人の場合、認定農業者（※1）であること
- ・ 法人設立後、3年以上の実績があること
- ・ 過去3年平均の経常利益は黒字であること
- ・ 会計は複式簿記により行っていること など

＜出資の限度＞

出資後の総発行株式・持分の2分の1以内（※2）

- ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた者です。
- ※2 農業生産法人への出資にあたり、取扱機関が取得する株式は、議決権がないもの（無議決権株式）となります。

承認を受けた
株式会社等

アグリビジネス投資育成（株）（TEL：03-5283-6688）

お問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫の各支店、最寄りの農協、
 信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店など
 農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-1395）

個人

法人

集落
営農

出資

農林漁業成長産業化ファンドが、農林漁業者の皆さんの6次産業化の取組に対して出資、経営支援等を行います。

<事業名：農林漁業成長産業化ファンド>

随時申請受付中

対象となる方

農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が連携して取り組む会社で、六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社（6次産業化事業体）

出資対象事業

農林漁業者が主体となって農林水産物などを生かした商品開発や販売方式の改善等、新たな事業分野を開拓する事業

活用メリット

- 使途の制約が小さく、期日ごとの返済義務がないなど自由度の高い資金を、農林漁業者とパートナー企業の出資の合計額と同程度出資します。
- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが経営に協力し、農林漁業者とパートナー企業の対等な関係を支え、両者の連携の相乗効果を高めます。
- 設立された事業体は、他産業のノウハウの活用や新たな販路の獲得が可能となります。また、農林漁業者は事業体における農林水産物などの価格決定に参画し、予見可能性をもって作付計画等を策定できるようになります。
- 連携するパートナー企業や農林漁業者が見つからない場合、株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが相手探し（マッチング）を支援します。

その他留意点

株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドは出資によって会社の株式を取得・保有します。最大15年間の支援期間終了までに、この株式を売却し、出資を回収します。この株式は希望に応じて、6次産業化事業体がいち取りすることも可能です。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等・地域センター

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE) (TEL:03-5220-5885(代表))

⇒ <http://www.a-five-j.co.jp>

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課 (TEL:03-6744-2076)

その他の支援

38 老後資金の充実を図りたい

個人

その他

農業者年金について、特例保険料を適用して保険料を助成します。

<事業名：農業者年金事業>

支援内容

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者のための国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

農業者の老後生活の安定等を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として、認定農業者等一定の要件を満たす意欲ある若い農業者には、通常保険料の下限額（2万円／月）を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額（1万円～4千円／月）を助成します。



○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	青色申告を行う認定農業者	10,000円	6,000円
2	青色申告を行う認定就農者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者なることを約束した後継者	6,000円	—

お問い合わせ先

(独) 農業者年金基金 (<http://www.nounen.go.jp/>)

(TEL:03-3502-3199)、最寄りの農業委員会

農林水産省担当課：経営局経営政策課年金業務班 (TEL：03-6738-6163)

法人

その他

➡ **経営者の皆様向けの退職金制度があります。〈事業名：小規模企業共済〉**

支援内容

生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、廃業時・退職時に共済金を受け取れます。なお、事業資金等の貸付制度を利用することもできます。

＜対象者・要件等＞

常時雇用する従業員が20人以下の法人の役員又は個人事業主が対象となります。掛金は全額所得控除（月7万円、年84万円まで）対象です。

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

➡ **取引先の倒産時にあなたの会社を守ります。**

＜事業名：経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）＞

支援内容

加入後6ヵ月以上経過して取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の貸付けを受けることができます。

＜対象者・要件等＞

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は従業員数300人以下の法人又は個人が対象となります。

※ 農事組合法人は加入できません。

掛金は全額損金計上（月20万円、年240万円まで）できます。

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

➡ **従業員が安心して働けるように、退職金の積み立てを支援します。**

＜事業名：中小企業退職金共済制度＞

支援内容

従業員のための退職金の積立金に対して国の助成を受けることができます。なお、掛金は損金として全額非課税となり、パートタイマーの方も加入することができます。

＜対象者・要件等＞

常時雇用する従業員数が300人以下又は資本金・出資金の額が3億円以下であれば対象となります。

※ 事業主及び小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

お問い合わせ先

（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
（TEL:03-6907-1234（代表））
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

機械・装置等の対象設備・資産を導入した場合、税制の特別措置を受けることができます。
<事業名：中小企業投資促進税制>

支援内容

機械・装置、コンピュータ、高額なソフトウェア、普通貨物自動車等を対象に、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます（資本金が3千万円を超える法人は特別償却のみ）。

また、旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど、一定の要件に該当する生産性向上設備を取得する場合は、特別償却割合の上乗せ（即時償却）、税額控除割合の上乗せ及び税額控除適用対象法人の拡大（資本金1億円まで）の措置があります。

<対象者・要件等>

青色申告書を提出する、個人または資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人が対象となります。また、適用対象資産には一定の要件があります（例えば、機械・装置は1台の取得価額が160万円以上のものが対象です）。

お問い合わせ先

最寄りの国税局又は税務署の税務相談窓口

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>)

雇用増加人数に応じて法人税等の税額控除が受けられます。

<事業名：雇用促進税制>

支援内容

雇用増加人数に応じて、法人の場合は、法人税から雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除（個人事業主の場合は、所得税からの控除）を受けることができます。

<対象者・要件等>

事業年度中に5人（中小企業は2人）以上、かつ、10%以上の雇用の増加等、一定の要件を満たす法人及び個人事業主が対象になります。

※ 控除できる税額は、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）相当額が限度です。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）

(<https://www.hellowork.go.jp/index.html>)

又は都道府県労働局

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ（TEL:03-6744-0576）

（P50～51）





農業担い手メール マガジンのススメ



農業担い手メールマガジンは農林水産省が発行する農業者
や農業関係者の皆様とのコミュニケーションツールです！

【対象】

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

【内容】

- ◆行政担当者から現場の皆様へのメッセージ
- ◆新規事業の紹介
- ◆事業活用にむけたワンポイント・アドバイス
- ◆耳よりな新技術情報
- ◆よくあるご質問に対するQ & A

上記のような内容を中心に、メールマガジンへのご意見、
ご感想を踏まえ、よりより誌面を作ることに努めています。

【配信頻度】

月1回程度

☆ 配信申込みはこちらまで！

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

もしくは各種検索エンジンで「農業担い手メールマガジン」と検索して下さい。

農業担い手メールマガジン

検索

農林水産省は、Facebookを活用した情報発信を開始しました！

農林水産省公式Facebookページ
～ 農業経営者新時代ネットワーク～

農林水産省経営局は、Facebook に公式ページを開設し、情報発信を開始しました。

農業経営者の方々の経営発展につなげていただけるよう、また、より多くの皆さんに農業に興味・関心を持っていただけるよう、分かりやすく情報を発信しますので、是非ご覧ください！

皆様からは、記事に関連して、現場で効果のあった事例などのコメントの書き込みもお待ちしています。

今後の配信予定情報

- 1 農業施策等の最新情報
- 2 農業技術情報
 - ・近年の研究成果のうち、早急に現場に普及すべき技術情報
 - ・時期に応じた栽培技術情報 等
- 3 先進的農業経営事例
 - ・優良経営体表彰を受けた農業経営の紹介 等



基本データ

名称：農業経営者新時代ネットワーク
閲覧URL：https://www.facebook.com/nogyokeiei
配信頻度：週3回程度
管理者：農林水産省経営局

- ※ Facebookに登録していない方も閲覧できます。
- ※ Facebookに登録している方であれば、👍を押すことで、

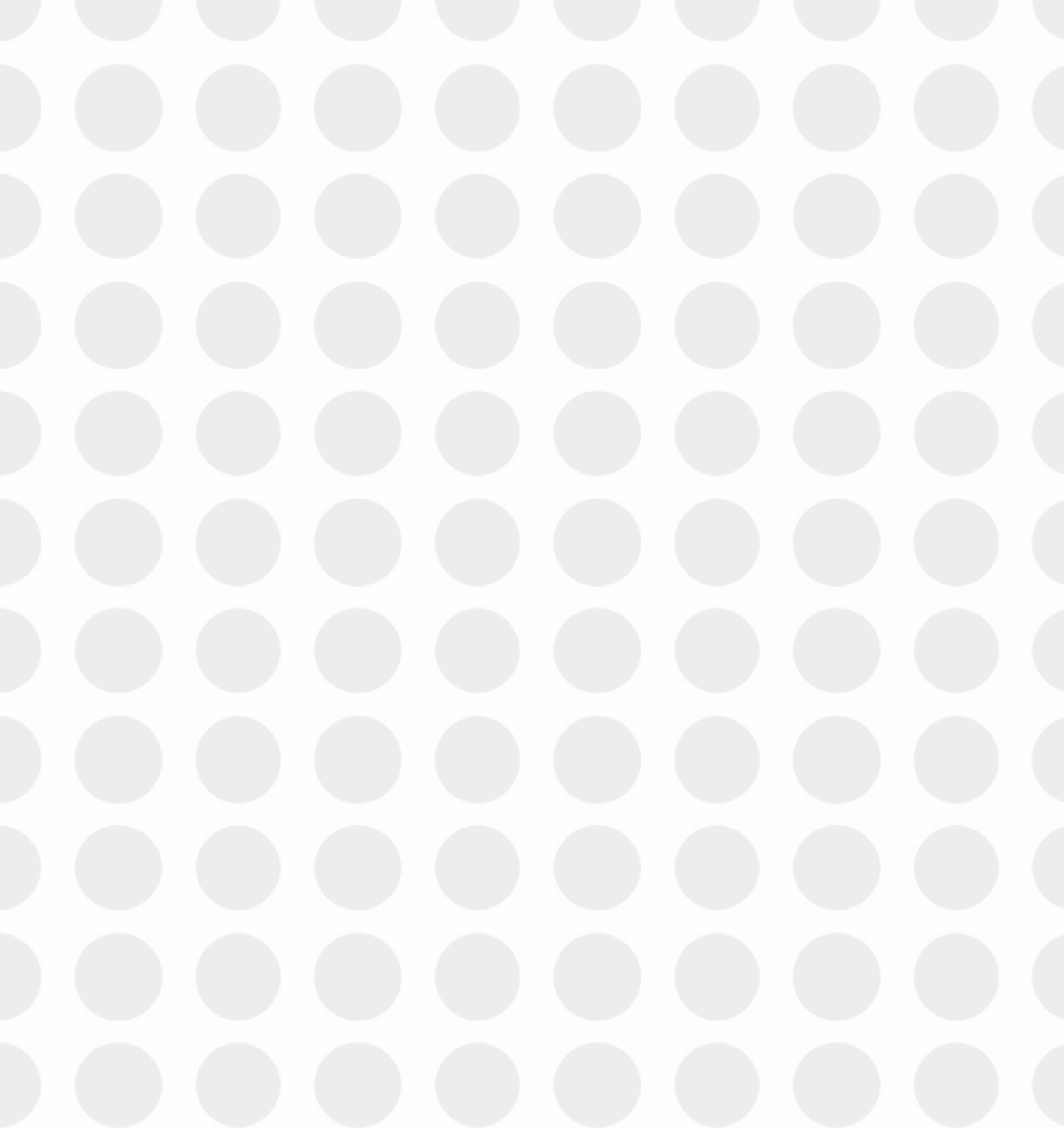
農水省経営局がFacebookページに発信した最新情報が、御自分のFacebookページに届くようになります！



QRコード

「農業経営者新時代」で検索！

農業経営者新時代



「お問い合わせ先」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

(お問い合わせの際にはパンフレットの番号または事業名をお知らせ下さい。)

北海道農政事務所経営・事業支援課	011-642-5479 (直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	022-263-1111 (内線4113)
〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕	
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	048-600-0600(内線3810)
〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕	
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課	076-263-2161(内線3915)
〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕	
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課	052-201-7271(内線3124)
〔岐阜県 愛知県 三重県〕	
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課	075-451-9161(内線2727)
〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕	
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課	086-224-4511(内線2184)
〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕	
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課	096-211-9111(内線 4317,4318)
〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕	
沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-0031 (内線83282)

農林水産省経営局経営政策課

03-6744-2143